

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
広島県指定（第 3470107024 号）

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆ 居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や本人とその家族の希望を勘案して、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定の申請と同時にサービスの利用は可能ですが、認定されなかった場合は全額自己負担となります。

◇ ◇目 次◇ ◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業所のサービス実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4
8. 事故発生時の対応	4
9. 虐待防止に関する事項	4

1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 広島厚生会
(2)法人所在地 広島県広島市南区仁保1丁目1番20号
(3)電話番号 082-581-8882
(4)代表者氏名 理事長 米川 賢

2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2)事業の目的 居宅において、要介護状態にある高齢者に対し適切な居宅介護支援を提供する。
(3)事業所の名称 居宅介護支援センター 広島八景園
(4)事業所の所在地 広島市南区仁保一丁目1番20号
(5)電話番号 082-284-7380
(6)事業所長（管理者） 村上 靖明
(7)当事業所の運営方針 1. 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を立案し、その他生活全般にわたる相談援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者へ提供される指定介護サービス等が特定の種類又は特定の介護サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
又、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
(8)開設年月 平成24年2月1日

3. 事業所のサービス実施地域及び営業時間

- (1) 通常のサービス実施地域 広島市南区・安芸区・安芸郡府中町・海田町
※なお、その他の地域であっても相談により対応させていただく場合もあります。
(2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～土曜日
但し、国民の休日、8月14日から16日、12月30日から1月3日を除く。
営業時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～13:00

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職務の内容	人員数
管理者	事業所として適切な事業運営が行えるよう統括する。	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	給付管理を含むマネジメント業務	4名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

利用者の自宅を訪問して、利用者の心身の状況、生活環境等を把握し、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービスまたは福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、

- ・複数の事業者の紹介を求めることができます。
- ・当該事業者をケアプランに位置付けた選定理由を求めることができます。
- ・前6月間に当事業所において作成されたケアプランの総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の数が占める割合、居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合は別紙の通りです。

☆居宅サービス計画作成の流れについて

- ・事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

- ・介護支援専門員は、利用者及びその家族の状況等を考慮して、利用者に提供するサービスの目標、達成時期、留意点等を盛り込んだ、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたって、医療との連携を円滑に行うため、必要な診療情報を医師から求めるものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・利用者及びその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えます。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保健施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保健施設への入所を希望される場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援の費用については、事業者が介護保険法の規定に基づいて、法定代理受領をする場合は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、次表にある法律で定められた利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

単位数	1単位あたりの単価	金額
要介護1・要介護2 1,086	10.70円	11,620円
要介護3・要介護4・要介護5 1,411		15,097円

特定事業所加算Ⅱ 金額 4,504円を算定し、サービス利用料金に加算されます。

※この場合、事業者は利用者に対して『指定居宅介護支援提供証明書』と領収書を交付します。利用者は市町村に居宅介護サービス計画費の払いもどし（費用の全額）を申請します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。

7. 苦情の受付について

(1) 受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

担当者・・・村上 靖明

電話番号・・・082-284-7380

受付時間・・・月曜日から金曜日 9:00～18:00 土曜日は9:00～13:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各区の介護保険室	安芸区 082-821-2823
	南区 082-250-4138
	安芸郡府中町 082-286-3235
	安芸郡海田町 082-823-9627

国保連合会介護保健課	広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話 082-554-0782 ファックス 082-511-9126 受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝祭日を除く）
------------	---

8. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の原因を解明し、再発防止に努めます。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村及び関係機関に通報するものとする。

重要事項説明書付属文書

1. 事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、以下のことを遵守します。

- 1) 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管します。また、利用者からの申し出に応じ閲覧に供し、必要に応じて実費負担によりその写しを交付します。

(個人情報の開示)

- 2) 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- 3) 事業所、介護支援専門員または従業者は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、在職中はもとより離職後においても正当な理由なく第三者に漏洩しません。

(個人情報保護について)

- 4) 当事業所は利用者の個人情報保護に全力で取り組んでいます。(別紙参照)

2. 損害賠償について

事業者の責任により、利用者が生じた損害(生命・身体・財産)については、不可抗力を除き、事業者は速やかに損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。また、利用者の心身の状況を勘案して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じることがあります。事業者は万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

3. 契約の終了

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- 1) 利用者が死亡した場合
- 2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 3) 利用者が介護保健施設に入所した場合
- 4) 事業者が解散、破産した場合またはやむをえない事由により閉鎖した場合
- 5) 当事業所が介護保険事業所の指定を取り消された場合または辞退した場合
- 6) 利用者から解約または契約解除の申し出があった場合
- 7) 事業者から契約解除を申し出た場合

(1) 利用者からの解約、契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約を解約することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支

援を実施しない場合

- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

個人情報の利用目的

事業所は個人情報を下記の目的に利用し、情報の提供は必要最小限として提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は窓口までお気軽にお申し出ください。

社会福祉法人 広島厚生会理事長

※サービス提供

- ・当事業所での居宅サービス計画作成等の居宅介護支援に係るサービス提供
- ・居宅介護支援利用のための市町村・居宅サービス事業者・施設・その他の関連機関等との連携及び情報提供
- ・適切な居宅介護支援のための主治医（病院・診療所）薬局・訪問看護ステーションとの連携及び情報提供
- ・医療機関等からの照会への回答
- ・利用者のサービスのため外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・利用者へのサービス提供に関する利用

※居宅介護支援費（居宅介護サービス計画費、その他居宅介護支援に係るサービス）の請求のための事務

- ・当事業所での介護・公費負担に関する事務及びその委託
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・介護及び公費負担に関するサービス提供費請求のための利用

※当事業所の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・当該利用者のサービスの向上
- ・サービスの開始・終了
- ・当事業所の管理運営業務に関する利用

※資質向上のための資料（この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守）

- ・サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・サービスの資質向上のための研修会での事例研究発表等

※外部監査機関への情報提供

※損害賠償保険などに係る保険会社への相談または届出等

（条件）

1. 情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
2. 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

（付記）

1. 上記のうち他のサービス機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回・変更等を行うことが可能です。

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地	広島市南区仁保一丁目1番20号
電話番号	082-284-7380
法人名	社会福祉法人 広島厚生会
代表者名	理事長 米川 賢
事業所名	居宅介護支援センター 広島八景園
説明者名	

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代理人住所

代理人氏名